

(1)は完形に近い状態と思われ、頭部両側には切り欠きを加える。

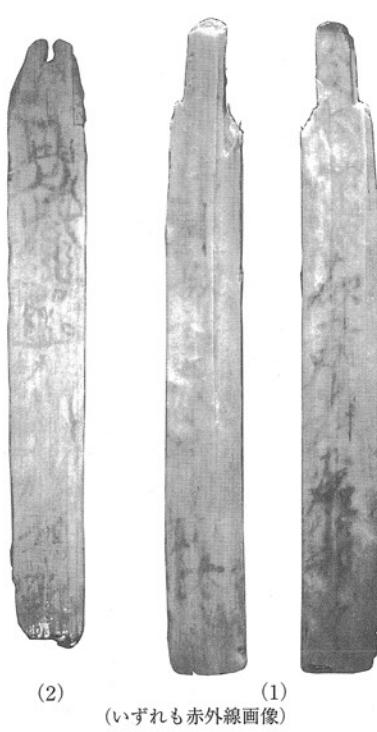
両面に文字が記され、うち表面は弱く削った後、習書に用いられて  
いる。(2)は呪符木簡である。ほぼ完形に近いと思われ、上端に孔が  
穿たれる。

なお、釈説にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏ほかの  
ご教示を得た。

## 9 関係文献

〔財〕石川県埋蔵文化財センター「石川県埋蔵文化財情報」111(1)  
○○五年)

(澤辺利明)



(2) (1)  
(いずれも赤外線画像)

## 木簡の釈文の訂正をめぐる雑感

最近、木簡の釈文の訂正をする機会が増えた。不完全かつ不鮮明な文字を対象とする場合が多い以上やむを得ないことで、事例の増加や機器の進歩による研究の進展の結果として素直に喜ぶべきことではあると思う。しかし、出土文字資料である以上、木簡の釈文の訂正のオーライズのしかたには、一定の約束があつてしかるべきではないか。脆弱な遺物そのものの恒常的な公開は保存の観点から難しい。そこで調査機関は客観的なデータを提供する責務を負うわけで、調査主体が釈文に対しても負う責任は重いのである。木簡はあくまで考古遺物であつて、文字資料として単独で存在するわけではない。したがつて、木簡の釈文は、これを資料とし平均化できる調査機関の責任において基本的に決められるべきもので、利用者が勝手に訂正して立論するのは論外としても、報告書によらない釈文の利用には最大限の注意が必要であるし、地方史編纂などの際の再検討による場合であつても、調査主体の了解のない変更を濫りに行うべきではない。

もつとも、調査機関の側としても一旦公表した釈文を正式に報告書で訂正するのは容易ではなく、本誌の訂正と追加欄は、調査機関を主体とする訂正の場を提供する意図も込めて設けたものである。本誌(会)がいわば調査機関と研究者の間を取り持つ媒体として、今後も木簡のもう情報を最大限に引き出す一助となれたらと思う。編集の過程でさまざまご提案をさせていただく場合があるのもそのためであり、調査機関のみならずにもどうかその点ご理解をたまわりたい。

(渡辺晃宏)